



子育て支援特別給付金支援事業

概要	所得上限限度額の超過により児童手当・特例給付を受給していない養育者に、子育て支援特別給付金を支給します。
目的、得られる効果など	児童手当・特例給付支援対象外世帯を含めた、全ての子育て世帯の経済的な負担を軽減します。
導入に至った背景	児童手当法の改正（令和4年施行）により児童手当・特例給付の対象外になった子育て世帯がいることを受け、実施します。
内容	○児童1人当たり月額5,000円 ○市LINE公式アカウントで申請受け付け
スケジュール	○11月まで 該当すると思われる世帯へ勧奨通知を発送 ○11月1日 申請受け付けを開始 ○令和6年2月 第1回目の支給（令和5年6月～令和6年1月分）を指定口座へ振り込み ※以降、要件に応じ、児童手当・特例給付支給月（6・10月）に支給。
対象者	市に住民登録があり児童手当受給年齢対象の子どもと同居しているが、所得超過により児童手当・特例給付対象外の養育者 ※約300世帯、650人分見込み。
その他	○市独自制度で、県内では初の事業 ○令和5年度給付金歳出予算は、3,600万円
問い合わせ先	こども未来部 子育て支援課 子育て支援係 TEL 046 (252) 7201 FAX 046 (255) 5080

